

改正貸金業法完全施行を求める 議員要請

平成22年2月10日

参議院議員会館に司法書士が全国から40名集まった。10時から参議院議員240名全員の部屋を訪問し、改正貸金業法が消費者の側に不利になるような緩和・特例措置などが盛り込まれることなく、完全に施行されることを求めるためである。今回の議員要請は、被害者の会などを含めた他団体と連携したものであり、手分けして衆・参全議員のもとへ訪問したことになる。議員と直接話ができるように事前に連絡をしたが、本会会議中であること、参議院選挙前のために地元に戻って活動している議員が多かった。それでも秘書の方に話を聞いてもらい、完全施行の必要性を訴えた。これまでも行ってきた請願活動についても、9月・12月議会で半分の都道府県議会で完全施行を求める意見書の採択がなされていること、市町村議会でもその採択は進んでおり、今後も継続して要請を行っていくことなどを説明しながら、市民が望んでいるのは、借金しなくても安心して暮らせる社会であることを確認していただいた。しかしながら、近時の弁護士・司法書士による過大な広告や不祥事などを指摘されることもあり、市民に信頼されなければならないハズの専門家による被害があることを我々は恥じなければならない。専門家としての倫理を我々は今一度、確認していく必要がある。国民の権利の擁護と公正な社会の実現のために、社会の信頼と期待に応えていくことを忘れてはならないのだ。しかし、グレーゾーンという金利の二重構造が生み出した過払利息返還請求は、改正貸金業

法が完全施行されれば無くなるのである。もっともっと早期に利息制限法に定める金利のみの社会になっていれば、このような被害も防ぐことができたのである。借金のない生活がどれほど心豊かに暮らせるのかを市民に知ってもらいたい。健全な社会を求めるために、改正貸金業法が完全に施行されるまで活動を続けていかなければならない。